

苫小牧工業高等専門学校寄附金取扱細則

規則第65号

制 定	平成16年 5 月26日
一部改正	平成26年 4 月15日
一部改正	平成28年 2 月26日
一部改正	令和元年 8 月 1 日
一部改正	令和 7 年 2 月20日

(趣旨)

第1条 この細則は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第45号。以下「規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第132号）に定めるもののほか、苫小牧工業高等専門学校における寄附金の受入手続等について定めるものとする。

(受入審査機関)

第2条 規則第7条に規定する受入審査機関等とは、総務主事及び事務部長とする。なお、申込内容によっては、校長が必要と認めた者を追加するものとする。

2 校長は、前項に規定する受入審査機関等の意見を徴するものとする。

(報告)

第3条 校長は、規則第8条に基づき、受入れを決定したときは、苫小牧工業高等専門学校運営委員会に報告するものとする。

(経理)

第4条 寄附金の受入れ及び払出し等の経理については、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第34号）に基づき行うものとする。

(取得物品の取扱い)

第5条 寄附金により取得した物品は、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第39号）の定めるところにより管理するものとする。

(旅費の取扱い)

第6条 寄附金に係る旅行については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第49号）の定めるところにより支給するものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成16年 5 月26日から施行し、平成16年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この細則の施行に伴い、苫小牧工業高等専門学校委任経理事務取扱規程（昭和60年 1

月25日制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成26年4月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年2月20日から施行する。